

○貸金業の規制等に関する法律施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)別紙様式第8号(第30条第1項関係)

改正案	現行
事業報告書	事業報告書
目次	目次
1 ～ 14 (略)	1 ～ 14 (略)
15 <u>当該事業年度における個人である資金需要者の情報の取扱いの状況</u>	(新設)
(1) <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)上の個人情報取扱事業者の該当性</u>	
()	
(2) <u>個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置の状況</u>	
()	
(3) <u>信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況</u>	
()	
(4) <u>個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情</u>	

報（業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況（ ）

（記載上の注意）

1. （1）については、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合には（ ）欄に「○」を、該当しない場合には「×」を記入する。
2. （2）については、必要かつ適切な措置を講じている場合には「○」を、講じていない場合には「×」を記入する。
3. （3）については、信用情報機関から提供を受けた個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報を保有していない場合には「－」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。
4. （4）については、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を保有していない場合には「－」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。